

## 農地転用許可申請の提出書類一覧

	書類の名称	留意事項等	提出部数
<input type="checkbox"/>	許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自署する場合は、押印省略可</li> <li>・申請地が共有名義の場合は、共有者の人数分枚数を追加</li> <li>・代理申請の場合は、代理人の住所、氏名、連絡先を記入し、委任状（実印）と印鑑証明書を添付。※代理申請は行政書士、法定代理人、親族に限る</li> </ul>	4条…3部 5条…4部
<input type="checkbox"/>	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性、土地選定の理由、土地利用計画、用（給）排水計画、被害防除措置、離農措置、候補地内に道路水路等がある場合の措置等を記載</li> <li>・一時転用の場合は、利用後の農地復元するまでの工程を記載</li> <li>・資材置場及び駐車場の場合は、具体的な種類と数量及び児童等の侵入防止措置（資材置場の場合）を記載。永久転用とする場合は、県との事前協議が完了後に申請を受理</li> </ul>	2部
<input type="checkbox"/>	法人証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法人にあっては、いずれかの書類</li> <li>①法人の登記事項証明書</li> <li>②定款、寄附行為等の写し（法人の名称、所在地、代表者の氏名、業務内容等が確認できるものに限る。）※原本と相違ない旨の証明したもの</li> </ul>	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日から3ヶ月以内に法務局にて登記官から交付を受けた全部事項証明書に限る（申請の農地以外の事業計画内の全ての土地が対象。）</li> <li>・譲渡（貸）人と登記名義人の住所、氏名が異なる場合は、同一人物であることが確認できる書類（住民票や戸籍の附票等）を添付</li> <li>・未相続の土地で所有権が確認できない場合は、遺産分割協議書等を添付</li> </ul>	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	位置図	縮尺1/50,000ないし1/10,000程度 図面に申請地を明示	2部
<input type="checkbox"/>	付近図	縮尺1/1,500ないし1/2,000程度 申請地付近の状況を表示する地図に申請地を明示	2部
<input type="checkbox"/>	公図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る土地の地番を表示する図面で法務局備付けのものによる（字限図を含む。）</li> <li>・申請地及び隣接地の地目、縮尺、方位、開発区域（朱書き）を明示</li> <li>・周囲の影響が懸念される場合は、隣接地の所有者名及び耕作者名を明示</li> </ul>	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	実測図・求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分筆登記せずに一筆の一部を転用しようとする場合のみ</li> <li>※恒久転用の場合は、原則、申請時に分筆が完了していることが必須</li> </ul>	2部
<input type="checkbox"/>	建物・施設図 土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面。（配置図、平面図、立面図等）</li> <li>・申請する土地の利用計画（建物以外にも駐車場、通路等も含む）を明記</li> </ul>	2部
<input type="checkbox"/>	取水・排水計画図	用（給）排水を計画する建物及び施設については、取水及び排水に関する設備を表示	2部
<input type="checkbox"/>	融資証明書又は 預金残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面</li> <li>・「資金計画」の裏付け資料として、金融機関等の証明書</li> <li>・市町村等にあっては、予算議決書及び条例等に定めるところによる用地取得等の議決書</li> </ul>	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	土地所有者の同意書	・所有権以外の権原に基づいて申請する場合は、土地所有者からの同意があったことを証する書面	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	耕作者の同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面</li> <li>・恒久転用の場合は、所有者と耕作者の合意解約契約書の写し</li> </ul>	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	土地改良区の意見書	・申請に係る農地が土地改良区の地区内にあるとき又は土地改良区の受益地となっているときは、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過しても意見が得られない場合には、その事由を記載した書面）	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	水利権者等の同意書	・当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者等の同意を得ている場合には、その旨を証する書面	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	地役権者、抵当権者、仮登記権者の同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転用事業に支障を及ぼす恐れがないことを証する書面</li> <li>・当該抵当権に係る返済義務等が履行されていることを証する書面</li> </ul>	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	道路水路の管理者の意見書	・道路、水路を利用する場合で、施設の維持管理に著しい影響を及ぼすと認められる場合	原本1部 写し1部
<input type="checkbox"/>	関連法令の許認可書（申請書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業に関連して法令の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときには、その旨を証する書面（都市計画法、農振法、盛土規制法、採石法、砂利採取法、森林法等）</li> <li>・手続き中の場合は、その見込みを証する書面（申請書の收受印有の写し）</li> <li>・申請目的の実現が確実であることを証するもの</li> <li>【例】宅地建物取引業者免許（写し）</li> </ul>	2部
<input type="checkbox"/>	代替地比較検討表・位置図	農振農用地、第1種、第2種農地の一時転用、第1種農地で施行令4条1項2号イ及び施行規則33条各号に該当するもの、第2種農地で第1種農地の例外規定（施行令4条1項2号ニを除く）及び第3種農地に該当しない場合は必要	2部
<input type="checkbox"/>	その他	・転用事業を達成するために必要な手続き、見積書、契約等に関する書面	2部